

山形県警察会計事務の監査に関する訓令

制定 平成16年2月26日 本部訓令第5号

改正 平成16年5月7日 本部訓令第15号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山形県警察における会計経理の適正を期するため、会計事務の監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(監査の種類等)

第2条 監査の種類は、定期監査及び隨時監査とする。

2 定期監査は、監査実施計画に基づいて行うものとする。

3 随時監査は、警察本部長（以下「本部長」という。）が特に必要があると認めるときに行うものとする。

(監査責任者等)

第3条 本部長は、監査責任者として監査を行うものとする。

2 本部長は、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）に監査を行わせることができる。

3 本部長及び会計課長は、監査を行うに当たり、監査補助者を指名し、監査の実施を補助させることができる。

(監査実施計画)

第4条 本部長は、定期監査を実施するため、毎年度開始前に監査実施計画を策定するものとする。

2 監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 監査の実施時期

(2) 監査の対象所属

(3) 監査の実施項目

(4) その他必要な事項

(監査実施上の留意事項)

第5条 監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うこと。

(2) 厳正かつ公平を旨とすること。

(3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

(4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(資料の提出等)

第6条 本部長及び会計課長は、監査を実施するため必要があると認めるときは、監査の対象所属の長に対し説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属

の職員を出頭させるよう求めることができる。

(監査実施状況の報告)

第7条 会計課長は、監査を行ったときは、その実施状況を本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、定期監査にあっては四半期ごとに、隨時監査にあっては監査終了後速やかに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、定期監査において速やかに是正又は改善を要する事項があると認められる場合その他会計課長が特に必要と認めた場合における第1項の報告は、監査終了後速やかに行うものとする。

(監査結果の通知)

第8条 本部長は、監査の結果を監査を受けた所属の長に通知するものとする。

(監査結果に基づく措置)

第9条 本部長は、監査の結果、是正又は改善を要する事項があると認められる所属の長に対し、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

2 前項の指示を受けた所属の長は、速やかに必要な措置を講じ、その結果について会計課長を通じ本部長に報告しなければならない。

(公安委員会への報告)

第10条 本部長は、4月末日までに、前年度の監査の実施状況を取りまとめ、公安委員会に報告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、本部長は、特に必要があると認めるときは、監査の実施状況について公安委員会に隨時報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。